

ALISON&KATE

PARTNERS

外国人労働者の 税制について

AKP法律事務所

弁護士

2024年07月04日



目次

1

モンゴルにおける課税制度

2

表1 : B1・B2ビザ（居住者）

3

表2 : B1・B2ビザ（非居住者）

4

表3 : Cビザ

5

個人所得税額控除

モンゴルの個人所得税法（2019年）



納税者

居住者

- 過去12か月間に合計183日以上モンゴルに滞在した
- 課税所得の50%以上は**モンゴル国内所得**又は**モンゴル国源泉所得**である

非居住者

- 居住者の要件を果たしていない
モンゴル国内所得及び**モンゴル国源泉所得**を得ている個人



居住者の課税所得の金額：

モンゴル国内の所得、モンゴル源泉所得、海外に得た所得の全額

「**モンゴル国内の所得**」とは給与、賃金、報酬、インセンティブ及び同様の雇用収入、営業利益、資本収入、資産の売却及び譲渡による収入、間接収入、その他の収入。

「**モンゴル国源泉所得**」とは、非居住者がモンゴル居住者に仕事やサービスを提供したりすることによって得た**上記の記載した所得、法人所得税法第4条1項7号に規定される個人に関する収入。**



非居住者の課税所得の金額：

モンゴル法人と外国法人の間に締結される契約書（出向契約書、派遣契約書、業務委託契約書など）には外国法人を代表してモンゴルにきた「非居住者の個人」に支給する収入金額について記載しなければならない。

もし、契約書に支給金額は明確に記載されていない場合、非居住者のモンゴルへの到着、滞在、業務提供に関連して発生した費用の合計金額は当該非居住者のモンゴル国源泉所得となる。

B1・B2ビザの取得者の場合：個人所得税と社会保険料の納税義務



居住者となった場合

納税者		モンゴル現地法人と役員契約がある場合は (その契約に記載した金額から)		モンゴル法人現地と何らかの契約を結んでいない場合は	
在留資格		個人所得税	社会保険料	個人所得税	社会保険料
B1	投資家（株主）	累進課税制度 (a) 10% (b) 15% (c) 20% (個人負担)	11.5% (個人負担) 12.5%～14.5% (会社負担)	累進課税制度 (a) 10% (b) 15% (c) 20% (個人負担)	なし
B2	CEO、管理者、取締役				



累進課税制度：

- (a) 年収1億2,000万₮以下の所得
- (b) 年収1億2,000万₮～1億8,000万₮以下の所得
- (c) 年収1億8,000万₮超の所得

- モンゴル国内所得以外には海外での収入がある場合は、全世界の課税所得をモンゴルに自分自身で申告すべき（年一回、翌年2月15日まで）
- その際、モンゴルでは全世界の所得から所得税を計算するが、その税額から日本及びその他の外国で支払った税金を差し引く。
*/租税に関する相互行政支援に関する条約、モンゴルの個人所得税法第 24条1項/

B1・B2ビザの取得者の場合：個人所得税と社会保険料の納税義務

非居住者の場合

納税者		モンゴル現地法人海外法人の間には何らかの契約がある場合は (その契約に記載した金額から)		モンゴル現地法人と海外法人の間に何らかの契約がない場合は	
在留資格		個人所得税	社会保険料	個人所得税	社会保険料
B1	投資家（株主）	20% (個人負担)	11.5% (個人負担) 12.5%～14.5% (会社負担)	なし	なし
B2	CEO、管理者、取締役				

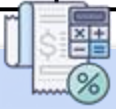
- 非居住者であるため、全世界の課税所得をモンゴルで申告する必要がない
- モンゴルだけでの所得から税金を納税され、モンゴルに支払う。

- 個人所得税率は、居住者と異なり、累進課税制度がなく、一定的に20%の税金を支払う。
- しかし、非居住者はモンゴルで支払った個人所得税の納税証明書を取得し、自国の管轄税務局に出したら、当該国に支払うべき税額から控除できる。（当該国の法律を確認！）

表3

Cビザ：労働者としてモンゴルにきた場合、税制について

在留資格		労働契約を必ず結ぶ	
C	労働者	居住者として取り扱われる	
		要件：①183日↑、②50%の所得↑ 上記の要件を果たしていないに関わらず、居住結果を申し立てる。	
		個人所得税	社会保険料
		(a) 10% (b) 15% (c) 20% (労働者負担)	11.5% (労働者負担) 12.5%～14.5% (雇用者負担)



個人所得税法第21条1項：

(a) 年収1億2,000万¥以下の所得

(b) 年収1億2,000万¥～1億8,000万¥以下の所得

(c) 年収1億8,000万¥超の所得

- モンゴル国内所得以外にも、海外での収入がある場合は、自分自身で全世界の個人所得税を申告すべき（年一回、翌年2月15日まで）
 - その際、全世界の所得から所得税を計算し、その税額から日本及びその他の外国で支払った税金を差し引く。
- */租税に関する相互行政支援に関する条約、モンゴルの個人所得税法第24条1項/

免税制度・軽減措置

モンゴルの個人所得税法 第23条1項

税額控除制度

海外に支払った個人所得税額をモンゴルで支払うべき個人所得税額から控除する制度である。年一回行われる。

居住者は年収に応じて以下の割合で減税・軽減措置が実施される。

	年収/₮/	控除額/₮/
1	0-6 000 000	240 000
2	6 000 000-12 000 000	216 000
3	12 000 000-18 000 000	192 000
4	18 000 000-24 000 000	168 000
5	24 000 000-30 000 000	144 000
6	30 000 000-36 000 000	120 000
7	36 000 000 以上	-

以下に挙げる製品を生産又は栽培するモンゴルの居住者である納税者は、その生産からの収入にのみ課される税金が50%控除される。

- 穀物（こくもつ）
- ジャガイモ、野菜およびその種子
- 果物、果実、その種子及び苗木（なえぎ）
- 飼料植物（しりょうしょくぶつ）
- 木の苗木（なえぎ）

免税される所得

- 障害者の所得
- 消費税の還付
- 法律に定める付与金など



ご清聴ありがとうございました。